

収入
印紙

福岡県立図書館資料配達業務委託単価契約書（案）

福岡県立図書館（以下「発注者」という。）と
福岡県立図書館資料配達業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき委託業務を履行しなければならない。

（委託目的）

第2条 発注者は、資料配達業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務に係る契約単価は、下表のとおりとする。

種別	金額（税込み）	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
大コンテナ等1個当たり	円	円
中コンテナ1個当たり	円	円
小コンテナ1個当たり	円	円

2 当該単価には、業務に要する全ての費用を含むものとする。

（法令上の責任）

第5条 受注者は、業務の実施に当たる従業員（以下「業務従事者」という。）に対する使用者として、労働基準法その他関係法令上の責任を負うものとする。

（秘密保持等）

第6条 受注者又は業務従事者は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。委託期間が満了した後においても同様とする。

2 受注者は、常に業務従事者の品位の保持に努めるとともに、業務従事者が業務に従事している間は発注者の職場の規律に従って行動させなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

（業務実施の確認）

第8条 受注者は、仕様書に定める業務完了報告書を提出し、発注者による業務の履行確認を受けなければならぬ。

(委託料の請求及び支払)

第9条 受注者は、前条の規定による履行確認を受けたときは、毎月末日を締切日として、規格ごとの配達数量に契約単価を乗じて得た金額（小計）を算出し、その小計毎に端数処理（1円未満切捨て）した合計金額を記載した請求書により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項に定める請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(注意義務)

第10条 業務において、受注者は、業務従事者に、資料が紛失・汚損等のないよう配達に当たらせるものとする。

2 資料に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(事故発生の連絡)

第11条 業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、発注者に直ちに連絡するとともに、適切な措置をとらなければならない。

- 一 天災、交通事故その他やむを得ない理由により配達に支障が生じ、又は生ずる恐れがあるとき。
- 二 資料が紛失・汚損したとき。

(損害賠償)

第12条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(実地調査等)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、配達の実施状況等について隨時実地に調査し、又は受注者に対して所要の報告等の提出を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できるほかこれを徴する。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、業務実施から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第16条 発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができる。

(事情変更による委託料の変更)

第17条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不適当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額について、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、契約金額に、本契約にかかる入札において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第14条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
 - 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
 - 三 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 八 第26条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 九 第26条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 十 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、契約金額に、本契約にかかる入札において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第14条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

- 第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織

若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額に、本契約にかかる入札において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第14条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

- 第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第23条 受注者は、第16条の規定による仕様変更により、契約金額に、本契約にかかる入札において発注者が示した予定発注数量を乗じた額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(遅滞損害金)

第25条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、未履行部分の代金の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第26条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資

金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第27条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県立図書館所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 福岡市東区箱崎1-4 1-12

氏名 福岡県立図書館長

受注者 住所

氏名

誓 約 書

令和8年 月 日

福岡県立図書館長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 福岡県立図書館資料配達業務委託単価契約書第20条(以下「暴力団排除条項」という。) 第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<福岡県立図書館資料配達業務委託単価契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額に、本契約にかかる入札において発注者が示した予定発注数量を乗じた額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第14条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。